

令和6年度恵庭市教育委員会会議(12月定例会)会議録

日 時	令和6年12月6日(金) 開会17時30分 閉会18時00分	
会 場	市民会館 1F 第1会議室	
出席委員	教育長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	岩 淵 隆 土谷 秀樹(欠席) 福屋 栄人 白崎 亜紀子 中山 舞
会議出席者	教育部長 教育部次長 教育総務課長 教育総務課主幹 教育支援課長 社会教育課長 学校給食センター長 読書推進課長 郷土資料館長 教育施設課長 教育総務課主査	狩野 洋一 山口 晃弘 藤野 真一郎 前川 豊志 横山 真澄 黒氏 優子(欠席) 山野辺 龍人 和合 智子 高野 隆司 塚野 憲 小井 裕介
議題及び議事の概要	別紙のとおり	
会議の傍聴を許可された者	なし	
議事録署名委員	中山 舞	

令和6年度恵庭市教育委員会会議(12月定例会)結果表

令和6年12月6日(金) 17時30分開会

18時00分閉会

会場:市民会館 1F 第1会議室

事案番号	件 名	議決結果
議案第1号	恵庭市立学校管理規則の一部改正について	原案可決
議案第2号	令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の認否について	原案可決
議案第3号	補正予算について	原案可決
報告1	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和6年7月~9月)の公表について	報告済み

○会議出席者

岩渕教育長

教育委員:福屋委員、白崎委員、中山委員

事務局 :狩野教育部長、山口教育部次長、藤野教育総務課長、前川教育総務課主幹、横山教育支援課長、山野辺学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議 事 録

開 会 17時30分

- | | |
|-------|---|
| 教 育 長 | 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。 |
| 事 務 局 | 今回会議の議事録署名委員は、中山委員をお願いします。 |
| 教 育 長 | よろしいでしょうか。 |
| 委 員 | (承認) |
| 教 育 長 | 次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。 |
| | (事務局から前回の議事録について報告) |
| | ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。 |
| 各 委 員 | (はいの声) |
| 教 育 長 | 続いて日程3、議案に入ります。 |
| | 議案第1号恵庭市立学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。 |
| 事 務 局 | 議案第1号恵庭市立学校管理規則の一部改正について説明いたします。 |
| | 今回の一部改正は、大きく3点ございますが、1点目についてですが、まず2ページの議案1の中で①として記載されている内容について、ご説明させていただきます。 |
| | 2ページをご覧ください。 |
| | 養護教諭及び栄養教諭の職務内容を新たに規定するということで、文部科学省通知により養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容は、服務監督権者である教育委員会が定めるものとされていることから、これを受け、北海道教育委員会は令和6年2月に北海道立学校管理規則を改正したところであります。 |
| | 養護教諭及び栄養教諭の職務を明確にし、本来の職務に集中できるような環境などを整備するために、恵庭市立学校においても、北海道教育委員会の通知に基づき規則を改正するものです。 |
| | 次に②にあります子育て部分休暇の申請方法及び変更届とそれに伴う様式の整備についてですが、『北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』において子育て部分休暇が新設され、これを受け、道の規則及び学校職員服務規程において、その取得の方法等が規定されました。よって恵庭市立学校管理規則においても休暇の取得手続き及び様式を定める必要が生じたため、改正するものです。 |
| | 制度の内容については、記載のとおりであります。 |
| | 次に③の校長が出張した際の復命について係る改正ですが、校長の復命はこれ |

まで不要とされてきましたが、北海道教育委員会が、『北海道立学校職員服務規程』を改正し、校長が旅行命令を受けた際の復命について規定したことから、恵庭市立学校においても同様の取り扱いとなるよう、所要の改正を行うものであります。

私の方からは以上であります。

よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

教 育 長 それぞれ道立学校の職員の規定にならっての規則の改正ということですが、施行日と公布日の説明をお願いします。

事 務 局 本教育委員会を受けて決定後速やかに公布するような手続きをしたいと思えます。

教 育 長 施行日は遡るということでしょうか。

事 務 局 はい。

教 育 長 わかりました、もうすでにできている制度ですからね。

ただ今の議案第1号についてご質疑等ございますか。

委 員 ① の養護教諭と栄養教諭のことについてですが、職務の明確化を図るということでこれを目的とされているのですが、今まで明確化されていないことで重複して仕事をされているといったことがあったのでしょうか。

事 務 局 おおよそ栄養教諭及び養護教諭の職務としては位置づけられている、明確にこのような内容、というものがきちっと規定された明確なものがなかったということで、そのことをもって現場でどの部分をどこまで担うのかというような、場合によっては混乱が生じることもあるということで、この度文科省の規定を受けて明確に定めることによって職務にきちんとあたれるようにしようというようなことをもって今回整備することになります。

今、北海道の方でこれを受けて、参考までにどのようなものが養護教諭あるいは栄養教諭というもので示されているものとして、養護教諭については区分としては二つほどあるのですが、一つ目としては、主として保健管理に関すること。この保健管理に関することについてもさらに職務内容を4つに、健康診断・健康相談あるいは保健室経営等位置づけられております。二つ目については、保健教育に関すること。このようなことを明確に位置付けることをもって養護教諭の職務をきちっと整理しようというようなものであります。同様に栄養教諭についても同様な職務を道の方で先んじて整備しておりますが、二つほど区分として、主として食育に関すること。もう一つは学校給食に関すること。これに付随して職務の内容を具体的に定めて、これをもって栄養教諭の職務としますという位置づけで、これを恵庭市立学校においてもこの度のことをを受けて明確にすることで、現場の教員間で仕事するにあたって整備するというような目的をもってこの度改正することによってございます。

委 員 ② 子育て部分休暇ですが、どのような理由でこの休暇を使うことが想定されて

事務局

いるのでしょうか。それから取得できる上限はあるのでしょうか。

教育長

どのような場合の想定かということですが、ご家庭の中で小学生及び障がい児については高校生までとなっておりますが、個々の事情に応じて、さらにその部分で休暇を取りやすくという意図かと思いますが、上限についてはこちらは無給になりますということで、その範囲の中では職場の中では取れるのかなと思っております。取得できる上限については確認したいと思います。

一般的には皆さん、年次有給休暇をまず消化していった子どもの対応をして、なおかつ足りなくなるといことはそうそうないと思われます。時間給でとれるものですから。複数年務めている人であれば40日間を年間休めますので、それで足りなくなるといことはあまり例としてはないのかもしれませんが、必要な人についてはこのように給料を減額した上で休むことができますよ、という制度です。

その他、ありますか。

各委員

(なしの声)

教育長

なければ、以上で議案第1号について終了いたします。

次に、議案第2号令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の認否について、事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別掲載の認否について、ご説明いたします。

本件につきましては、令和6年度における全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関し、北海道版の市町村別の調査結果報告書への掲載について、各市町村に対して同意を求めようとするものであります。

議案の8ページをご覧ください。『2.市教委の基本的な公表方針』としては、調査結果が市町村・学校間の単純比較や序列化等に結び付くおそれがあることにより、各種目の調査の結果については、数値自体は公表しない、市教委としての結果公表にあたっては、個々の学校名を明らかにしないこととして考えております。

したがって、北海道版結果報告書については、掲載に合意するが、体力合計点の掲載に関しましては「同意しない」という形で、議案書9ページのとおり返答しようと考えているところであります。

なお、昨年度の管内の状況につきましては、本市同様、体力合計点の掲載をしない形となっております。

以上簡単にご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今の議案第2号についてご質疑等ございますか。

委員

前にも指摘されていたと思いますが、この調査の実施期間が4月から7月という期

間の中で行われて、そしてスポーツ庁による調査結果公表が12月下旬ということで、ここまでどうして時間がかかってしまうのか。こうなってしまうとこの調査結果を元に各自治体・学校がいろいろな対策が残り3か月しかない状況の中で、難しいのかなと思うのですが、このあたりはどうなのでしょう。

事務局

ご指摘のとおり、そういった課題がそこにあるというのは事実であります。元々このスケジュール感というのは、体力のテストだけではなくて、全国学力学習状況調査についても国の公表は今よりも相当遅い時期の公表ということでしたが、学校改善プランの改訂等、それからマネジメントサイクルを機能させるために学力については、夏に公表されて、それを受けて北海道版結果報告書が秋に公表されて、学力については恵庭市においても現在報告書を作成しているところです。ただそのスケジュール感というのは国の方でどういう意図をもっているかはわからないのですが、学力と体力はなるべくかぶらないように進めてきている傾向が見られていて、例えば調査対象者についても学力は中学校3年生・小学校6年生、体力は中学校2年生・小学校5年生ということで、時期・対象なども若干ずらしながらやっておりますが、各学校においては国には結果を出しているのですが、学校独自に集約集計できるものですから、国の公表を待たずして学校は体力の向上プランの改訂に取り組みながら、結果は結果として受け止めてその後進めていきますけど、それを待つことなく学校は対応を進めていく状況で頑張ってくれているというところではあります。

教育長

学力は5月に実施して秋に公表しております。体力は7月ですね一番最後は。体力については対象学年以外でも学校は取り組んでおります。5年生や中学2年生に限らず全学校をもって取り組んでくれているという状況にあります。

その他、ありますか。

各委員

(なしの声)

教育長

なければ、以上で議案第2号について終了いたします。

次に、議案第3号補正予算について、事務局よりお願いいたします。

事務局

私からは、10ページの議案第3号補正予算について、ご説明いたします。

11ページの補正予算説明資料をご覧ください。今回は、1件の補正予算となっております。

前回の教育委員会において、恵庭市高等学校入学準備金支給条例の改正について、提案させていただき、先日恵庭市議会においても議決いただき、3万円となっていた入学準備金を5万円に改正いただいたことに伴う補正予算となっております。

2万円増額になる影響額として、2,320千円見込んでおり補正するものであり、財源は12ページの歳入にありますように、高等学校等入学準備金基金からの繰り入れとなっております。

歳出につきましては、13ページに詳細が記載されておりますが、前回委員会の条例改正時に説明した内容となっております。

今回、提案することで、本年度の支給分から、増額を反映するものとなっております。

す。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、このとおり第4回定例会にて補正予算案として提出したいことから、ご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長

ただ今の議案第3号についてご質疑等ございますか。

委 員

高等学校等入学準備金基金はふるさと納税以外の寄附というのにも含まれていますが。

事 務 局

昔の分が残っていればふるさと納税以外もあるかと思います。精査はしておりませんが、今はほとんどふるさと納税の部分かと思います。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なし の 声)

教 育 長

なければ、以上で議案第3号について終了いたします。

続いて、日程4、報告に入ります。

報告1は、恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間（令和6年7月～9月）の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

私のほうから、報告1恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間についてご報告いたします。

市教委では、『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』において、教職員の時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としているところであります。

本日お示しいたしましたのは、本年7月から9月までの小中学校別の時間外在校等時間となっております。前回の報告の際に、口頭でお伝えした内容を分かりやすく提示してもらいたいとのご指摘がありましたので、これからお伝えすることは3ページ下段に記載されている内容になりますが、この3か月の超過時間の平均は、小学校においては22時間12分、中学校においては38時間50分、小中学校を合わせた時間外在校等時間の平均は、28時間21分となっており、目標である45時間以下と比べますと、全体としては目標時間以下とはなっておりますが、月毎で見ますと中学校の9月は45時間を超えている状況であります。

なお、昨年同時期の時間外在校等時間と比べまして、3か月の平均では小学校では2時間強、中学校では若干ではありますが、ともに削減がなされているところであります。

また、今回から各学校のデータも付けるようにいたしました。

市教委としましても引き続き、教職員の働き方改革を進め、時間外が少しでも減少するよう取り組みを進めて参りたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

教 育 長	ただ今の報告Ⅰについてご質疑等ございますか。 これを見ますと特定の学校が高い傾向も見られるのかなという感じがします。
委 員	時間外勤務ですが、その当事者、先生によっては、職務でどうしてもやらなければならないと負担に思っている場合と、本当にやりがいをもってやっている場合とを分けないといけないと思うのですが、負担になっていることであればできるだけ削減していく工夫をしていかなければならないと思いますが、子ども達のためにやりがいとあってやっている人との区別というのは学校側でできているものでしょうか。
事 務 局	明確に区分されていないのが現状です。 ただ管理職は日常的に先生方の勤務の状況や仕事ぶり、子どもたちのかかわり方というのは目のあたりにしておりますので、いろんな年数回の人事も含めた面談の機会には必ず話題にしながらも「時間かかっているけどどうなんだい。」ということでは「実は校長先生、非常に今忙しくてしんどいですけどなんとか乗り切ります。」という対応だとか、場合によっては「子どものために頑張りたいので。」という意欲を述べてくれる先生もいるのが事実であります。ただ、実質的にはこの働き方改革も含めた時間外勤務の縮減というのは最終的には教育の質の向上を狙った施策ですので、先生方がやりがいをもって子どもにいい教育ができるということがゴールになるように、校長先生とお話する機会もありますので、そういう管理職としてのマネジメントを機能させるよう今後も働きかけていきたいと思っています。
委 員	PTAでは事務局である教頭先生の負担が多くかかるという部分もあるのかなと思うのですが、市P連の方からも各単Pの方に、なるべくPTAの役員でできることは役員で引き受けてもらって、ちょっとずつ先生の負担を減らしていく方向で今働きかけている最中なので、微力ですが少しずつ学校メインの仕事ができるようになってほしいなと思って動いているところです。
教 育 長	PTA連合会の方でそういう意識でいてくれるというのは非常に私たちにとってはありがたいと思っております。やはり教頭先生がいろいろな窓口になりますので、教頭先生の多忙感はまだあるのだろうなと我々も感じているところです。いろいろな施策とか取り組みがありますけれども、いろんな方面から時間外縮減の取り組みを続けていかなければならないなと感じておりますので、そう努めてまいりたいと教育委員会としても考えております。 その他、ありますか。
各 委 員	(なしの声)
教 育 長	なければ、以上で報告Ⅰについて終了いたします。 続いて、日程5その他について、事務局よりお願いします。
事 務 局	私からは、今後の教育関連事業について、主なものをご説明いたします。

まず、教育委員の皆さんが直接関係する事業をご説明します。

本日、恵み野旭小学校において、市内の学校課題研究発表会があり、多くの先生が参加され、研究を深めていただきました。

12月9日、総合教育会議が郷土資料館で開催されます。

年が明けて、1月12日、既にご案内を差し上げていると思いますが『はたちのつどい』があります。

1月14日、次の教育委員会を予定しております。

その他の事業についてです。

まず、明日12月7日土曜日、西島松5遺跡出土品重要文化財新指定記念講演会が、2時から大会議室で開催されます。

その他は、小中学校の冬季休業にあわせ、公民館や図書館において、ご記載の通り様々な事業が予定されておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、当面の事業について、ご報告いたします。

教 育 長

その他、ありますか。

(次回の日程確認)

教 育 長

その他、全体を通して何かありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

終 了